

[事案 30-265] 入院・手術給付金支払請求

・令和元年6月27日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約を解除されたが、告知の際に病気の認識はなかったことを理由に、入院・手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

卵巣のう腫により入院し手術を受けたため、平成29年10月に契約した医療保険にもとづき、給付金を請求したところ、卵巣腫瘍による継続的な通院と妊娠について告知しなかったことにより、契約を解除され、給付金も支払われなかったが、以下等の理由により、入院給付金および手術給付金を支払ってほしい。

- (1)子宮がん検診を定期的を受けており、その際に卵巣腫瘍が見つかったが、問題は無いと言われたため、病気であることの認識がなかった。実際に、卵巣腫瘍を目的とした治療は受けていない。
- (2)妊娠について受診した際、医師からの妊娠の確定はなく、妊娠の断定がないときの告知であり、告知義務違反にはあたらない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)医師の記録によれば、申立人は「卵巣腫瘍」と医師から病名の説明を受け、経過観察を指示されており、告知時に卵巣腫瘍との病識があった。
- (2)告知日は、卵巣腫瘍が確認され、妊娠の診断を受けた日の翌日であり、申立人にはこれらの診断について認識があったと考えざるを得ない。仮に、申立人に「卵巣腫瘍」「妊娠」の認識がなかった場合でも、通院したことについて告知することは可能である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に病気であることや妊娠していることの認識がなかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。